

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類G 農林漁業従事者

1 説明

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

2 分類の体系

G 農林漁業従事者

農作物の栽培・収穫、蚕の飼育など …… 46 農業従事者
育林・伐木などの林業、漁業など …… 47 林業従事者、48 漁業従事者

3 第5回改定における見直し

・分類項目名の改称（●●作業員から●●従事者へ）。

現行（平成21年設定）	旧（平成9年改定）	備考
大分類G 農林漁業従事者	大分類G 農林漁業作業員	旧G、旧Iの一部を統合して新Gへ
46 農業従事者	43 農業作業員	旧43、旧80の一部を統合して新46へ
461 農耕従事者	431 農耕・養蚕作業員	旧431を分割して新461へ
462 養畜従事者	432 養畜作業員	旧431の一部、旧432の一部を統合して新462へ
463 植木職、造園師	433 植木職、造園師	旧433、旧809の一部を統合して新463へ
469 その他の農業従事者	439 その他の農業作業員	改称
47 林業従事者	44 林業作業員	改称
471 育林従事者	441 育林作業員	改称
472 伐木・造材・集材従事者	442 伐木・造材作業員	
	443 集材・運材作業員	旧442、旧443を統合して新472へ
	444 製炭・製薪作業員	
	449 その他の林業作業員	旧444、旧449を統合して新479へ
479 その他の林業従事者		
48 漁業従事者	45 漁業作業員	改称
481 漁労従事者	451 漁労作業員	改称
482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	452 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	
483 海藻・貝採取従事者	453 海藻・貝採取作業員	改称
484 水産養殖従事者	454 水産養殖作業員	改称
489 その他の漁業従事者	459 その他の漁業作業員	改称

4 第5回改定の検討過程と反映されなかったご意見

- ・ 国際標準職業分類（※以下「ISCO-08」と記載）では、スキルレベルで判断
→ 後述 6（1）参照。
- ▶ 単純かつ定型的な職務 → 大分類 9「単純作業の従事者」
- ▶ 熟練従事者 → 大分類 6「農林、林業及び漁業の熟練従事者」
- ・ ISCO-08 に倣い、「単純農業作業者」、「単純林業作業者」、「単純漁業作業者」
を新設する改定素案が作成されたが、結果的に廃案。

5 本改定に向けたヒアリング等で寄せられた意見

- ・ 説明文の見直しや例示の充実

6 ISCO-08、厚生労働省編職業分類との比較

（1）ISCO-08 との比較

- ・ スキルレベルに応じて熟練従事者と単純作業の従事者へ分類。

（2）厚生労働省編職業分類との比較

- ・ 中分類レベルでの対応関係を整理すると次のとおり。

日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
大分類 G 農林漁業従事者	大分類 11 農林漁業の職業
46 農業従事者	064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）
47 林業従事者	065 林業の職業
48 漁業従事者	066 漁業の職業